

支援対象要件

1. 自社技術等を活用して、新製品の開発を目指していること

※以下に記載の製品開発は対象外

- ①ソフトウェアやビジネスモデルのみの開発等
- ②食料品、化粧品、医薬品の開発等

2. 中小企業基本法で定める中小企業であること

※中小企業の定義は以下のとおりです。

- ①製造業・その他（ソフトウェア業、情報処理サービス業も含む）：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
- ②卸売業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
- ③サービス業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下
- ④小売業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下

3. みなし大企業ではないこと

※みなし大企業の定義は以下のとおりです。

- ①大企業が単独で発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を所有又は出資している場合
- ②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
- ③役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

4. 東京都内に事業所がある。

- ①法人の場合：東京都内に登記簿上の本店又は支店があること
- ②個人の場合：都内税務署に個人事業の開業届が提出されていること

※都内で実質的に事業を行っていること（電話等により確認させていただくことがあります）

5. 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者など、公社が支援先として社会通念上不適切と判断するものではないこと